

浦 監 第 67号
平成16年10月27日

浦安市監査委員 醍醐 敦

同 菊原 栄三

同 平野 芳子

平成16年度定期監査（学校等監査）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

平成16年度定期監査（学校等監査）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成16年4月1日から7月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

小学校全14校、中学校全7校及び幼稚園全15園

3. 監査の実施期間

平成16年8月23日から9月30日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を行うとともに、9月30日に次の学校等の現地調査を実施した。

小学校（日の出小学校・富岡小学校・南小学校）

中学校（見明川中学校・浦安中学校）

幼稚園（日の出幼稚園・堀江幼稚園・見明川幼稚園）

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

- (1) 浦安市立学校校長会運営費補助金において、通帳から研究大会参加費34,800円が二重に引き出されていた。公金の支出にあたっては、請求書等関係書類を十分確認のうえ適正に処理されたい。
- (2) 郵便切手の受払簿を確認したところ、使用者の記入欄がない場合や、所属長の確認がない学校、園が多く見られた。郵便切手の管理については、郵便切手受払簿に使用者、使用目的など必要事項を記入し所属長の確認を受けて切手を使用するよう財政課より適時通知されている。各学校、園においても市に準じて管理を適正に行われたい。
- (3) 小学校の理科室にある薬品類の管理については、各学校ともに管理台帳が整備されていたが、残量が明記されていない場合や、台帳に明記されてある残量と実際の残量が異なるものが見受けられた。高学年では、劇物に指定されている薬品を扱うこともあると思われるので、残量の管理方法を全校で統一するなど、十分な管理体制を組むよう要望する。